

国保料のしおり 令和7年度版 高知市保険医療課

●所得の申告をお忘れなく●

国保料は前年の所得をもとに計算されます。

①②に当てはまらない方は、必ず国保で申告してください。（収入がない方、遺族・障害年金を受給している方等）

①確定申告や住民税申告をする場合

②前年に給与所得や年金所得（遺族・障害年金を除く）があり、支払者が市町村に報告をする場合

※申告は世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と加入者（前年中に高校生以下であった方を除く）について必要です。

国保料の計算

高知市の国保料は、次の計算により世帯単位で決まり、納付義務者である世帯主に通知します。（国保に加入していない世帯主も同様です。）年度途中に加入・脱退した場合は月単位での計算になります。

（すべて1年間分）	所得割（加入者ごとに計算）	均等割(1人につき)	平等割(1世帯につき)	限度額
基礎分	所得割賦課基準額×0.0862 ※	24,000円	25,200円	660,000円
支援分	所得割賦課基準額×0.0350	7,200円	7,800円	260,000円
介護分（40～64歳）	所得割賦課基準額×0.0276	8,400円	6,600円	170,000円

世帯の国保料

支援分：後期高齢者医療制度を支援する国保料

介護分：40歳から64歳までの方で介護保険制度を支える国保料

- ◆年度の途中で40歳になる場合：40歳になる月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護分を納めます。介護分を計算した増額の変更通知書をお送りします。
- ◆年度の途中で65歳になる場合：65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護分を年度末までの納期に分けて納めます。そのため、65歳になった月以降も1回あたりの納付額に変更はありません。

- ※所得割賦課基準額とは、令和6年1月～12月の所得の合計額（総所得金額等）から基礎控除額を差し引いたものです。
- 所得とは、収入金額から給与所得控除や必要経費等を差し引いたものです。
- 総所得金額等に含まれる主な所得は、給与所得・雑所得（公的年金等）・事業所得（営業・農業等）・不動産所得・配当所得・一時所得・総合譲渡所得・株式譲渡所得・分離譲渡所得（特別控除後）などがあります。
 - ・遺族・障害年金、雇用保険等の非課税所得は含まれません。
 - ・配偶者控除や扶養控除などの所得控除は適用されません。
 - ・純損失の繰越控除は適用されますが、雑損失の繰越控除は適用されません。

基礎控除額表

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除前の総所得金額等です。分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額は特別控除適用前となります。

給与所得の算出表

給与の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	給与収入－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	A×2.4+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	A×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	A×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	給与収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	給与収入－1,950,000円

公的年金等雑所得の算出表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
※1	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
	1,000万円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
65歳以上	330万円未満	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
※2	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
	1,000万円以上	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

※1・・・昭和35年1月2日以降生まれ ※2・・・昭和35年1月1日以前生まれ

国保料の減額

7・5・2割減額（未申告の方がいる世帯は減額できません）

賦課期日（※1）時点の世帯の所得の合計額が一定の基準以下の場合（下記参照）、均等割と平等割が減額になります。

軽減判定基準額早見表

世帯の所得	軽減判定基準額			
	7割減額	5割減額	2割減額	1割減額
1人	43万円	43万円	43万円	43万円
	+10万円×（給与所得者等（※2）の数－1）			
2人	43万円+30.5万円×加入者数（※3）	43万円	43万円	43万円
	+10万円×（給与所得者等の数－1）			
3人	43万円+56万円×加入者数	43万円	43万円	43万円
	+10万円×（給与所得者等の数－1）			
		63万円	63万円	63万円

加入者数が4人以上の場合も同様に計算されます。

- ※1 賦課期日とは通常4月1日、それ以降に新たに国保に加入した世帯については資格取得日です。
- ※2 給与所得者等とは、給与所得者（給与収入55万円を超える方）と公的年金所得者（65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方、又は65歳以上で公的年金等の収入が125万円を超える方）をいいます。
- ※3 この減額における国保加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含めます。

- 世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯主の所得は合計して判定します。
- 減額判定は世帯主及び国保加入者の所得合計で行いますが、所得割算定の所得とは次の点が異なります。

- ・65歳以上（S35.1.1以前生まれ）の方の公的年金等所得額から15万円（満たない時はその額）を控除して判定します。
- ・事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。
- ・土地建物等に係る譲渡所得の特別控除は適用しません。

未就学児に係る均等割軽減

未就学児分の均等割保険料の5割を軽減します。なお、保険料の減額措置（7・5・2割減額）が適用される世帯の場合減額後の均等割を5割軽減します。例：7割減額対象の場合、残りの3割の半分を軽減し、8.5割軽減となります。

後期高齢者医療制度移行に伴う国保料の緩和措置

- 国保加入者が後期高齢者医療制度に移行した場合、その後の世帯構成や所得状況に変更がない時は従前と同様の軽減を受けられます。また、移行により国保加入者が単身となる場合は、移行後最長5年間は平等割額の半額を、その後最長3年間は1/4を減額します。（いずれも減額対象は基礎分と支援分であり、介護分は対象外です。）
- 被用者保険加入者が後期高齢者医療制度に移行し、65歳から74歳までの被扶養者が国保に加入した場合、被扶養者の国保料について所得割額を減免し、均等割額を半額にします。加入者が65歳から74歳までの被扶養者のみの場合は、平等割額も半額にします。（均等割と平等割に7割減額が適用されている場合を除く。）均等割と平等割を減免できる期間は「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」に限定されます。
 - ※国民健康保険組合の被扶養者には適用されません。

倒産・解雇等で失業した方の国保料の軽減

企業の倒産・解雇等で失業した方について、下の対象①～②の全てに該当する場合は、届出をすることにより、一定期間該当者の給与所得を3割に減額して、国保料を算定します。

対象	①雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者と認定された方（雇用保険受給資格者証等の「離職理由」欄のコードが11・12・21・22・23・31・32・33・34になっている方） ②失業時（離職日）に65歳未満
軽減期間	失業した日の翌日の月から翌年度末まで
届出方法	雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちになり、保険医療課資格賦課担当（本庁舎1階 106番窓口）で届出をお願いします。

出産した（出産予定の）方の国保料の軽減

出産する被保険者の産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料が、届出をすることにより、免除になります。

対象	出産した（出産予定の）国保被保険者
免除される保険料	※出産とは妊娠85日（4か月）以上の分娩をいいます。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。） 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の均等割及び所得割保険料
届出方法	母子健康手帳及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちになり、保険医療課資格賦課担当（本庁舎1階 106番窓口）で届出をお願いします。また、郵送でも届出いただくことができます。郵送でのお手続きについては、保険医療課ホームページをご確認ください。



国保料の納付方法

●令和5年度から納付書のコンビニ払い、スマホ決済ができるようになりました。

(1) 納付書による納付（普通徴収）

納付場所は金融機関、四国内のゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニエンスストアです。また、スマートフォン決済でもお支払いいただけます。詳しくは通知書裏面をご覧ください。

(2) 口座振替による納付（普通徴収）

口座をお持ちの金融機関窓口または保険医療課窓口でお手続きが必要です。

届出先	金融機関窓口 ※1	保険医療課窓口 ※2
必要なもの	・国保料の納入通知書 ・通帳 ・通帳の届出印	・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ・金融機関のキャッシュカード ※3
振替開始	届出月の翌月から	10日までの届出で当月から

※1 通知書に記載されている金融機関等の窓口でお手続きをお願いします。

※2 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、ゆうちょ銀行の口座から振替をご希望の方は保険医療課の窓口（地域の窓口センター除く）で申し込みができます。申し込みは口座名義人ご本人に限ります。

※3 カードの種類によってはご利用いただけない場合があります。（代理人カード、法人カード等）

振替方法 前納：第1期（6月）の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に全期分を引き落としします。
期別：各納期の末日（金融機関が休みの場合は翌営業日※）に引き落としします。
※12月はこの限りではありません。通知書をご確認ください。

- 普通徴収の納期は年10回です。12か月分を10回でお支払いいただくようになり、基本的に1回の納付額が1か月分にはなっていません。例えば6月に支払う国保料が6月分ということではありません。また、手続きされる時期によっては支払い月がずれることがあります。

納期限	6月（1期分）	7月（2期分）	8月（3期分）	9月（4期分）	10月（5期分）	11月（6期分）	12月（7期分）	1月（8期分）	2月（9期分）	3月（10期分）		
国保料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

(3) 年金天引き（特別徴収）

対象者

次の条件を全て満たした世帯が対象となります。

- ・世帯主が国保加入者で、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ・天引きとなる対象の年金を年間18万円以上受給しており、介護保険料が天引きされている
- ・介護保険料の特別徴収と合わせた額が1回あたりの年金額の1/2以下

特別徴収の国保料計算

①前年度から継続して特別徴収の場合

今年度4、6、8月は前年度2月の特別徴収額と同額です。10、12、2月は年間保険料から4、6、8月分を差し引いた額で計算します。

②新規に4月から特別徴収の場合

今年度4、6、8月は前年度の保険料に応じた額です。10、12、2月は年間保険料から4、6、8月分を差し引いた額で計算します。

③新規に10月から特別徴収の場合

年間保険料の半分を1～4期で計算し、残りの半分が10、12、2月で特別徴収となります。

特別徴収の納付方法の変更について

特別徴収の方で、これからの国保料を口座振替で納付していただける方は、手続きしていただくことでお支払方法を口座振替に変更できます。ただし、納付書でのお支払いに変更することはできません。

特別徴収が中止になる場合

次のような場合は特別徴収が中止になります。

- ・世帯主が今年度中に75歳になる。
- ・脱退や所得の更正等により、保険料が減額になった。

なお、事業の廃業や重大な病気等で前年に比べ著しく収入が減少した等の理由で、国保料の納付が困難となった方、災害に遭われた方等については、申請により国保料が減免されることがありますのでご相談ください。

国保料の納付が遅れると

- 滞納世帯は、以下の不利益を受けることがあります。

- ① 限度額適用認定が受けられないことがあります。
- ② 医療機関を受診した際に、一旦その治療費の全額（10割）を負担しなければならないことがあります。
- ③ 預貯金や給与などの財産について滞納処分（差押）を受けることがあります。

- 納付相談をしてください。

災害や病気、その他経済状況の変化等やむを得ない事情により、納期どおりのお支払いが困難な場合は、分割納付等のお支払方法もありますので、放置せずに必ずご相談ください。

（保険医療課収納担当 本庁舎1階108番窓口 TEL 823-9438）

Q & A

Q1：昨年は収入がなかったのに、国保料が上がったのはなぜでしょうか。

A1：収入の申告がされていないため、減額の判定ができていない可能性があります。

国保料は前年中の所得により計算していますが、税務署や市役所市民税課に収入の申告をされていない方で、地方税法等において「収入の申告を要しないとされている方」等（例：遺族・障害年金の受給者等）につきましては、収入情報がないため国保料の減額判定ができません。そのような場合には保険医療課への申告が必要になります。

Q2：会社を退職した後、保険に加入していませんでした。ずっと病院にもかかっていないので、届出をする今日から加入したいのですが。

A2：日本では、生まれてから亡くなるまでの間、みなさまが必ず何らかの保険に加入しなければなりません（国民皆保険）。そのため、他の保険がなくなった日から国保の資格を有することになっています。したがって、手続きが遅れても、他の保険がなくなった日が国保の加入日となり、その月からの国保料がかかることになります。

Q3：年度途中で国保を脱退したら保険料はどうなりますか。

A3：年度途中で国保の脱退手続きをした場合、国保の資格がなくなった前月分までの国保料を再計算します。再計算の結果、減額になり納めすぎとなる国保料が発生した場合は、後日お返しします。

Q4：年度途中で75歳になり、後期高齢者医療係からも通知書が来ました。二重払いではないでしょうか。

A4：年度途中で75歳を迎える方の国保料は、あらかじめ75歳到達の前月までの分で計算して決定しています。そのため、後期高齢者医療制度に移行された方以外に国保加入者がおられる場合等は、支払い月が国保と後期高齢者医療制度とで重なることがあります。両方で保険料が重複することはありません。

Q5：自分は国保に加入していないのに請求が自分に来たのですが。

A5：次の理由が考えられます。

①家族に国民健康保険の加入者がいる場合

世帯主が国保に加入していない場合（擬制世帯）でも、世帯主に保険料の納付義務が生じます。そのため、国保料の通知書は世帯主にお送りしています。

②脱退の届出をしていない場合

就職して会社等の新しい社会保険等（扶養家族として加入した場合も含む）ができている方が、国民健康保険の脱退の手続きをしていない場合は、脱退の手続きが必要です。

- お問い合わせ●

国保加入や脱退、保険料の計算	TEL (088) 823-9360（資格賦課担当 本庁舎1階106番窓口）
国保料と後期高齢者医療保険料の納付相談 国保料の払い戻し	TEL (088) 823-9438（収納担当 本庁舎1階108番窓口）
高額療養費、交通事故等での国保使用	TEL (088) 823-9359（給付担当 本庁舎1階107番窓口）
後期高齢者医療の届出、申請、払い戻し等	TEL (088) 823-9380（後期高齢者医療担当 本庁舎1階105番窓口）